

公認心理師法第7条第3号（区分c）の 公認心理師試験の受験資格認定について

令和4年7月
厚生労働省
公認心理師制度推進室

公認心理師の概要

1. 公認心理師制度創設の背景（公認心理師法案の提出理由）

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

※ 平成27年9月9日成立・9月16日公布（議員立法）、平成29年9月15日全面施行

2. 公認心理師とは

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。【名称独占】

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3. 公認心理師試験・登録

公認心理師試験：平成30年に第1回公認心理師試験を実施（毎年1回以上実施）

第5回試験は、令和4年7月17日（日）実施、令和4年8月26日（金）合格発表予定

（第6回は令和5年5月頃実施予定）合格後、公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。

資格登録者数：54,649人（令和4年6月末現在）

※ 試験事務・登録事務については、指定試験機関及び指定登録機関である「一般財団法人日本心理研修センター」が行う。

参考：公認心理師の活躍が想定される分野と公認心理師が位置付けられている主なもの等

保健医療分野：病院（診療報酬（施設基準）、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院の要件に記載）など

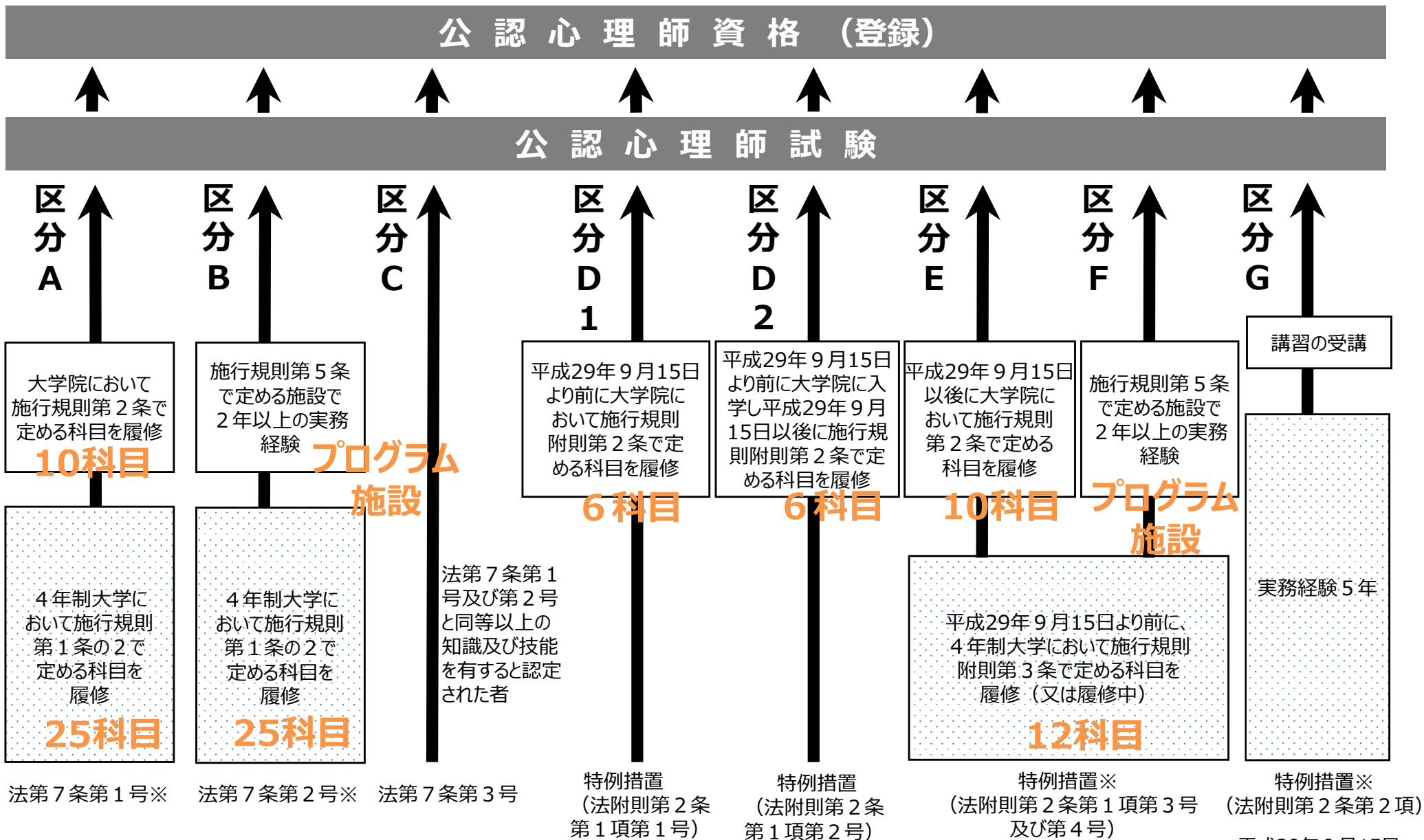
福祉分野：児童相談所（児童相談所に設置する児童心理司の要件の一つとして記載）など

教育分野：学校（スクールカウンセラーの要件の一つとして記載）など

司法・犯罪分野：裁判所、刑務所、少年鑑別所、犯罪被害者支援 など

産業・労働分野：各事業所（事業者が行うストレスチェックの実施者の要件の一つとして記載）など

公認心理師の資格取得方法について



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。

平成29年9月15日以後5年間に限る。

審査対象者

- 第1の1 日本の大学（25科目） + 外国の大学院
- 第1の2 外国の大学 + 日本の大学院（10科目）
- 第1の3 外国の大学 + 日本のプログラム施設（9施設）
- 第1の4 外国の大学 + 外国の大学院
- 第1の5 外国の大学院 + 外国の心理職資格
- 第1の6 新たな審査対象者

○公認心理師試験の受験資格の認定対象者の追加（過去に大学で履修科目が合致しなかった方）

○公認心理師試験には、受験資格を認定する制度があります。この制度による認定対象者を追加します。
○過去に大学でカリキュラムの関係で履修科目が合致しなかったため、やむを得ず公認心理師試験の受験資格を得られなかった方も、認定対象者に該当する場合があります。

認定対象者の条件

○受験資格の新たな認定対象は以下の条件1～3を全て満たす方です。

条件1：大学

- ①：平成29（2017）年9月15日より前に4年制大学に入学した。
- ②：①の大学で、公認心理師となるために必要な科目（下記。延べ23科目以上。）を修めて卒業した。

I	①心理学概論	○2科目以上履修 ○延べで10科目まで認定可能
	②臨床心理学概論	
	③心理学研究法	
	④心理学統計法	
	⑤心理学実験	
II	⑥知覚・認知心理学	○3科目以上履修 ○延べで10科目まで認定可能
	⑦学習・言語心理学	
	⑧感情・人格心理学	
	⑨神経・生理心理学	
	⑩社会・集団・家族心理学	
	⑪発達心理学	
	⑫障害者・障害児心理学	
III	⑬心理的アセスメント	○2科目以上履修 ○延べの認定はできない。 (4科目まで認定可能)
	⑭心理学的支援法	
	⑮心理演習	
	⑯心理実習（施設の分野及び時間数を問わない。）	
IV V	⑰健康・医療心理学	○2科目以上履修 ○延べで10科目まで認定可能
	⑱福祉心理学	
	⑲教育・学校心理学	
	⑳司法・犯罪心理学	
	㉑産業・組織心理学	
	㉒人体の構造と機能及び疾病	
	㉓精神疾患とその治療	

延べ23科目以上履修

○過去に履修した科目については、科目名に関わらず公認心理師となるために必要な科目の内容を含んでいれば、必要な科目を履修したものとみなされます。
例) 「心理学概論Ⅰ」→「心理学概論」1科目を履修したものとみなす。
○科目とは、大学において設置される講義科目単位となります。
例) 「心理学概論Ⅰ」（1科目）→「心理学概論」（1科目）の履修とみなす。
○「延べ」とは、「心理学概論」に相当する科目を2科目履修していた場合、延べ2科目を履修したことを認めるというものです。

条件2：大学院

- ③：令和4（2022）年3月31日までに大学院に入学した。
- ④：③の大学院において、平成29（2017）年9月15日以後、公認心理師となるために必要な科目（下記）を修めてその課程を修了した。

I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	全て履修
	②福祉分野に関する理論と支援の展開	
	③教育分野に関する理論と支援の展開	
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	
	⑦心理支援に関する理論と実践	
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	
III	⑩心理実践実習（450時間以上）	

条件3：実務経験

- ⑤：申請日時点において心理的支援業務に1か月以上従事している。

試験の7か月前頃までに厚生労働省へ申請が必要です。

○履修科目の条件を満たしていないケース 1

(科目の対応表)

公認心理師となるために必要な科目		履修科目数	対応する開講科目	
I	1 心理学概論	10	①〇〇心理学概論、②〇〇心理学概論、③〇〇心理学概論、④〇〇心理学概論、⑤〇〇心理学概論、⑥〇〇心理学概論、⑦〇〇心理学概論、⑧〇〇心理学概論、⑨〇〇心理学概論、⑩〇〇心理学概論	Iの履修科目数が不足しています。
	2 臨床心理学概論	0		
	3 心理学研究法	0		
	4 心理学統計法	0		
	5 心理学実験	0		
	上記Iの5科目のうち、履修した科目数		10	左記Iの5科目のうち、2科目以上かつ延べで10科目以内を履修すること。

○履修科目の条件を満たしていないケース 2

(科目の対応表)

公認心理師となるために必要な科目		履修科目数	対応する開講科目
1	心理学概論	6	①〇〇心理学概論、②〇〇心理学概論、③〇〇心理学概論、④〇〇心理学概論、⑤〇〇心理学概論、⑥〇〇心理学概論
2	臨床心理学概論	5	①臨床心理学〇〇、②臨床心理学〇〇、③臨床心理学〇〇、④臨床心理学〇〇、⑤臨床心理学〇〇
3	心理学研究法	0	
4	心理学統計法	0	
5	心理学実験	0	
上記1の5科目のうち、履修した科目数		11	左記1の5科目のうち、2科目以上かつ延べで10科目以内を履修すること。

1の履修できる延べ科目数の上限を超過しています。

○履修科目の条件を満たしていないケース 3

(科目の対応表)

公認心理師となるために必要な科目		履修科目数	対応する開講科目
Ⅲ	13 心理的アセスメント	2	①〇〇心理的アセスメント、②〇〇心理的アセスメント
	14 心理学的支援法	1	〇〇心理学的支援法
	15 心理演習	1	〇〇心理演習
	16 心理実習	0	
	上記Ⅲの4科目のうち、履修した科目数		4

Ⅲはそれぞれの科目について2科目以上履修することはできません。

○履修科目の条件を満たしていないケース4

(科目の対応表)

公認心理師となるために必要な科目		履修科目数	対応する開講科目
I	1 心理学概論	2	〇〇心理学概論、〇〇心理学概論
	2 臨床心理学概論	2	臨床心理学〇〇、臨床心理学〇〇
	3 心理学研究法	1	心理学研究法〇〇
	4 心理学統計法	1	心理学統計法〇〇
	5 心理学実験	1	〇〇心理学実験
	上記Iの5科目のうち、履修した科目数		7
II	6 知覚・認知心理学	1	〇〇認知心理学
	7 学習・言語心理学	1	〇〇学習心理学
	8 感情・人格心理学	1	〇〇人格心理学
	9 神経・生理心理学	1	〇〇生理心理学
	10 社会・集団・家族心理学	2	〇〇社会心理学、〇〇家族心理学
	11 発達心理学	1	〇〇発達心理学
	12 障害者・障害児心理学	1	〇〇障害者・障害児心理学
上記IIの7科目のうち、履修した科目数		8	左記IIの7科目のうち、3科目以上かつ延べで10科目以内を履修すること。
III	13 心理的アセスメント	1	〇〇心理的アセスメント
	14 心理学的支援法	1	〇〇心理学的支援法
	15 心理演習	1	〇〇心理演習
	16 心理実習	0	
	上記IIIの4科目のうち、履修した科目数		3
IV V	17 健康・医療心理学	1	〇〇健康心理学
	18 福祉心理学	0	
	19 教育・学校心理学	1	〇〇教育心理学
	20 司法・犯罪心理学	0	
	21 産業・組織心理学	1	〇〇組織心理学
	22 人体の構造と機能及び疾病	1	〇〇人体の構造と機能および疾病
	23 精神疾患とその治療	0	
	上記IVVの7科目のうち、履修した科目数		4
I、II、III、IVVの履修した科目数の計		22	23科目以上履修すること。

履修科目数が不足しています。

○公認心理師試験の受験資格の認定対象者の追加（過去に大学で履修科目が合致しなかった方）

○公認心理師試験には、受験資格を認定する制度があります。この制度による認定対象者を追加します。
○過去に大学でカリキュラムの関係で履修科目が合致しなかったため、やむを得ず公認心理師試験の受験資格を得られなかった方も、認定対象者に該当する場合があります。

認定対象者の条件

○受験資格の新たな認定対象は以下の条件1～3を全て満たす方です。

条件1：大学

- ①：平成29（2017）年9月15日より前に4年制大学に入学した。
- ②：①の大学で、公認心理師となるために必要な科目（下記。延べ23科目以上。）を修めて卒業した。

I	①心理学概論	○2科目以上履修 ○延べで10科目まで認定可能	延べ23科目以上履修
	②臨床心理学概論		
	③心理学研究法		
	④心理学統計法		
	⑤心理学実験		
II	⑥知覚・認知心理学	○3科目以上履修 ○延べで10科目まで認定可能	
	⑦学習・言語心理学		
	⑧感情・人格心理学		
	⑨神経・生理心理学		
	⑩社会・集団・家族心理学		
	⑪発達心理学		
	⑫障害者・障害児心理学		
III	⑬心理的アセスメント	○2科目以上履修 ○延べの認定はできない。 (4科目まで認定可能)	
	⑭心理学的支援法		
	⑮心理演習		
	⑯心理実習（施設の分野及び時間数を問わない。）		
IV V	⑰健康・医療心理学	○2科目以上履修 ○延べで10科目まで認定可能	
	⑱福祉心理学		
	⑲教育・学校心理学		
	⑳司法・犯罪心理学		
	㉑産業・組織心理学		
	㉒人体の構造と機能及び疾病		
㉓精神疾患とその治療			

○過去に履修した科目については、科目名に関わらず公認心理師となるために必要な科目の内容を含んでいれば、必要な科目を履修したものとみなされます。
例) 「心理学概論Ⅰ」→「心理学概論」1科目を履修したものとみなす。
○科目とは、大学において設置される講義科目単位となります。
例) 「心理学概論Ⅰ」（1科目）→「心理学概論」（1科目）の履修とみなす。
○「延べ」とは、「心理学概論」に相当する科目を2科目履修していた場合、延べ2科目を履修したことを認めるというものです。

条件2：大学院

- ③：令和4（2022）年3月31日までに大学院に入学した。
- ④：③の大学院において、平成29（2017）年9月15日以後、公認心理師となるために必要な科目（下記）を修めてその課程を修了した。

I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	全て履修
	②福祉分野に関する理論と支援の展開	
	③教育分野に関する理論と支援の展開	
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	
	⑦心理支援に関する理論と実践	
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	
III	⑩心理実践実習（450時間以上）	

条件3：実務経験

- ⑤：申請日時点において心理的支援業務に1か月以上従事している。

試験の7か月前頃までに厚生労働省へ申請が必要です。

○【概要】 受験資格認定審査の申請方法 ※詳細は、厚生労働省WEBページ及び通知を参照してください。

1. 厚生労働省のWEBサイトより様式を入手

○厚生労働省の下記のWEBページより様式を入手してください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02912.html

2. 提出書類※1

○下記の書類を提出してください。

(1) 公認心理師試験受験資格認定願 [様式1]

(2) 履歴書 [様式2]

(3) 住民票の写し、戸籍個人事項証明書若しくは戸籍全部事項証明書又は旅券の写し（旅券の写しは外国籍の方）

(4) 日本の大学の卒業証明書・科目履修証明書（第1の6） [様式7]

(5) （該当者のみ）※2 日本の大学の履修専門科目の内容確認表（第1の6） [様式8]

(6) （該当者のみ）※2 科目を履修し卒業した日本の大学の成績証明書及び履修専門科目の内容を明らかにした書類（シラバス等）

(7) 日本の大学院の修了証明書・科目履修証明書（第1の6） [様式9]

(8) 実務経験証明書（第1の6） [様式10]

(9) （該当者のみ）※3 [様式10] 会社・法人登記簿謄本等

※1 上記の提出書類のほかに、必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。

※2 [様式7] の証明が、「証明1」の場合

※3 申請者本人が施設の代表者である場合又は「分野施設コード」が「902」の施設（私設の心理相談室等）の場合

3. 提出期日

○書類の提出期日は、厚生労働省のWEBページに掲載しています。

（試験の7か月前頃を締切りとしていますが、必ずWEBページで正確な期日を確認してください。）

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02912.html

4. 提出方法

○下記のいずれかの方法で右記書類送付先へ提出してください。

(1) 郵送

(2) 電子メールでの送信

[本件担当・書類送付先]

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課公認心理師制度推進室

電話：03-5253-1111（内線3113,3112）

E-mail : koninshinrishi@mhlw.go.jp